



## CONTENTS

### I New Dean

法学研究科長ご挨拶

竹濱 修 2

### II Farewell

「法科大学院での3年間を振り返って」

黒野 功久 4

「法科大学院での3年間を振り返って」

山本 忠雄 6

### III My Book

『都市という主題』

水口 憲人 8

『タイ労働法研究序説』を上梓して

吉田美喜夫 10

### IV Departure

「より強く、深く考えるために」

玄 守道 12

### V Media Coverage

## 新法学研究科長挨拶

New Dean

## 法学研究科長ご挨拶

竹濱 修 TAKEHAMA Osamu



本年4月より大学院法学研究科長に4年ぶりに就任しました。この前の2003年度は、教授会、研究科委員会も、翌年の法科大学院創設に向けて大人数（70名近かったと思います）で運営された最後の年でした。大所帯の運営は、いろいろな意見がベテラン、中堅、若手から寄せられ、ダイナミックな印象が強く残っています。法科大学院がいわば細胞分裂するように誕生することが予定されていたので、法学研究科もそれに合わせて、狭義の法曹養成の課題以外の課題を引き受け、新たに展開する教学改革を構想していました。折りしも全学協議会による4年に1度の全体としての教学総括とともに、今後の教学方針を決める年でもありました。あれから4年を経て、再び同じ全学協議会の年に再登板となった次第です。

本年は、大学院公務研究科が朱雀キャンパスに発足し、法学研究科からまた一部の「細胞分裂」が起こり、公務員養成の課題が公務

研究科に引き継がれました。このため、法学研究科は、従来のシビック・ガバナンス・コースを廃止し、1学年30名の定員を公務研究科に移し、現在は、研究コース、リーガル・スペシャリスト・コースおよび法政リサーチ・コースの3コースで、1学年100名定員となっています。

法学研究科をめぐる環境は、以上に述べただけでなく、この間に相当に変化しています。まず、研究者養成という課題は、引き続き法学研究科が担っています。丁寧に大学院生を指導する教育システムは、以前から定着しており、その研究成果は、着実にあがっています。大学院生の研究論文は、立命館法学等に公表され、毎年、複数名が大学の教員として就職し、独立した研究生生活をスムーズに続けられるポストに就いています。博士号の取得も普通のことになりつつあります。これまでは、5年間（博士課程前期2年、後期3年）の緩やかではありますが、一貫した教育でその成果が得られてきましたが、法科大学院創設後の研究者養成のあり方は、実定法学の分野では、同大学院を経て、法学研究科博士課程後期課程に進学するルートが重要になるのではないかと考えられています。しかし、当面の新司法試験受験との関係で、研究活動への入り方についてまだ模索が続いている状況です。この点は、他大学でも似たような事情が見受けられます。これに関する明確な判断は、まだ少し時間を要するようにも思われます。

次に、高度専門職業人の養成に関する課題は、この数年の経験によって、一定の前進が得られたと思われます。税理士、司法書士を

はじめとして法律関係の資格を取得して社会で活躍することを希望する学生諸君は、相当に法学研究科に進学してくれました。とりわけ税理士希望者が多いのが特徴です。ここでも、税法担当の先生方の奮闘を得て、大いに成果をあげているところです。司法書士希望者に向けては、実務家の先生方の登壇をお願いし、登記法関係の講義科目を開講して、実務と理論を結び付けた教育を推進しています。また、弁護士研修講座として知的財産法講座が、法務研究科と法務研究財団の支援を得て、開講されたり、以前は、弁理士研修講座も開講していましたし、行政書士研修講座は、現在も継続中です。地元の大手企業（オムロン株式会社）の法務部と共同した教育実践「法学コープ教育」も行われてきました。

さらに、東京キャンパスで行われている「金融と法」の講座が今年度から正規の法学研究科開講科目となりました。東京駅日本橋口に建った「サピア・タワー」8階に本学の東京キャンパスが開設され、その中心的な事業として、法学研究科の「金融と法」講座が位置づけられています。ご承知のように、この講座は、先端的な金融技術と法の有機的な関係を、まさに専門の見地から高度に教授する、わが国でも指折りのレベルを提供するものです。東京という地の利をフルに生かした

講座であり、指導に当たる教員と熱心な受講生が大変密度の高い時間と空間を作り上げています。東京キャンパスは、「金融・法・税務研究センター」の拠点でもあり、共同センター長の三木義一教授、大垣尚司教授を中心に運営されています。法学研究科は、今後の東京展開のあり方を研究中です。

最後に、大学院生諸君の民間企業等への就職も、この間に大いに開けて来ました。5、6年前までは、法学系の大学院博士課程前期課程（2年）を終了して、民間企業に就職するのは、まだ珍しいと思われることが普通だったのですが、この点は、明らかに変化しました。多くの法学研究科修了者が民間の法務部門やその他の部門で採用される時代になりました。着実に専門的力量をつけて頑張れることを示すことができれば、民間企業等への就職も当り前の時代になってきています。

法学研究科は、以上のような状況の中で、伝統ある法学・政治学研究の中心として、今後もその教育研究をさらに新たにして展開して参りたいと思います。学内外の皆さんから益々のご支援、ご協力を賜りますようお願いして、ご挨拶と致します。本年度もどうか宜しくお願い申し上げます。

（たけはま・おさむ 商法）

## 退職記念

Farewell

## 「法科大学院での3年間を振り返って」

黒野 功久 *KURONO Yoshihisa*

私は、2004年4月から本年3月まで、本来の裁判官の仕事とともに、立命館大学法科大学院において、裁判所から派遣された実務家教員として授業を担当させていただきました。

この3年間は、私にとって、試行錯誤の日々で新しい経験の連続でした。

主に担当した講義形式の「要件事実と事実認定」の授業では、民事訴訟における「要件事実」及び「事実認定」に加え、「訴訟運営」を柱とし、双方向又は多方向（教員と学生間、学生相互間）の質疑応答や討論を授業の中心に据えようとしていました。しかし、院生にとって初めて受講する科目であり、限られた時間の中で、まず身につけて欲しい基本的な知識事項も多く、時間配分や授業の方法をどうするか、毎回悩みました。その結果、問題点が完全に解決できたわけではありませんが、要件事実については、民法を中心とした民事実体法の理解が不可欠であるので、授業の導入部で、民法の基本的な理論に関する事項を中心として質疑応答や討論を行い、要件事実の基礎に導くようにしました。事実認定では、様々な年齢構成、社会経験の院生に対し、まず、各自が常識と考えているところに照らして、具体的な事案を設定し、例えば、お金の授受があったのか、売買の合意があったのかななどの問題について検討させた上で、経験則等の事実認定の基礎に導くようにしました。また、演習形式の「民事法実務総合演習」も担当させていただきましたが、他の実務家教員の方のほか、2、3回分を1クールとして、各クール毎に様々な専攻分野の研究者教員の



方と一緒に取り組むことができました。異なる視点、立場からの問題意識に大いに刺激を受けるとともに、具体的な実際の事件と法の一般的な理論、体系という取り組む対象の違いはあっても、紛争の適正妥当な解決を目指すという姿勢は、研究者も実務家も異ならないことをあらためて認識いたしました。

授業自体のほか、いわゆるFD活動が盛んなことにも大いに感銘を受けました。院生による授業アンケートの実施とその分析検討や院生への還元、教員相互による授業参観の実施、各回毎にテーマを変えて行われるFDフォーラムなど、より良い教育を目指した様々な取組が行われていました。私自身、このような取組に接し、本来の自分の職務を振り返り、担当事件における紛争解決に全力を尽くしつつ、より良い裁判を目指し改善に取り組む必要性をあらためて感じました。

実際の事件を担当していますと、国内外の社会経済情勢の変化に伴い、複雑困難な事件

やこれまでに考えられなかったタイプの紛争が増えているように感じます。これからの法曹は、このような事件、紛争に積極的にとり組むために、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えることが求められるでしょう。この3年間、実務家教員として授業を担当しながら、私なりに法科大学院における実務教育について考えてきました。法科大学院では、このような人材を養成するために、単に実務的なマニュアルを読んだり書式を覚えるのではなく、授業を通じて、院生に対し、これまで学んだ実体法と手続法の知識理論が実務でどのように生かされ実現されているかを知らせ、その上で、院生に自己の法理論を深化充実させて将来の法曹としての基礎固めを行わせることが肝要であると思います。実際の事件に接することは非常に重要ではありますが、事件に埋没するのではなく、事件を糧にして法理論を磨くことにより、今後生起する複雑困難な事件や新たなタイプの紛争にも積極的に取り組むことが可能になると考えます。

このように非常に充実した3年間をおくることができました。これも教員の皆様方のご支援の賜物ですが、さらに、事務局の方々にも大変お世話になりました。これまで卒業以来大学という存在には無縁で、3年前には右も左も分からなかった私に対し、事務局の方々には、様々なことでいつも助言、助力をして下さいました。この場をお借りして教員及び事務局の皆様にご挨拶を申し上げます。

私は、現在、徳島地方裁判所において、行政訴訟や医療訴訟も含めた民事事件を担当しています。さらに、司法修習生の指導も担当しており、法科大学院から裁判所に場所を移しながらも、法曹教育に引き続き携わることになりました。これから立命館大学法科大学院での経験を生かして司法修習生の指導に当たりたいと思います。

立命館大学法科大学院のますますの発展を祈っております。

(くろの・よしひさ 現徳島地方裁判所判事  
元法科大学院教員)

## 退職記念

Farewell

## 「法科大学院での3年間を振り返って」

山本 忠雄 YAMAMOTO Tadao

1. 去る3月末で、新しく発足した法科大学院での初年度である3年間の教職の責を果すことが出来、感無量である。奉職するに際し、体力の限界年齢に近いことなどもあって、この3年間は多忙な弁護士としての現役生活と教員とを両立させることが出来るか大変不安であった。法科大学院で教鞭をとるようにとのお招きを受けた時、立命館が私の母校であることは勿論であるが、司法改革の象徴である法曹人の養成制度の変革期に外部の傍観者的な立場から接するのではなく、直接その中に身を置いて若い世代、これからの世代と接触し、自分の経験を伝え、何らかの動機付を与えてゆきたいと思った。この間、59期、60期の現行司法修習生についても志願して修習指導委員となり4名（裏の修習生を含めると7名）の指導担当も行ない、将来法科大学院出身法曹人との比較検討する素地も得たと思う。新60期以降の新司法試験世代が、新しい時代を背負うにふさわしい幅の広い法曹人に育てて欲しいと願っている。現在は新司法試験合格者にとって就職難が叫ばれる混沌の中にあるが、今後3～4年を経ればそれなりに安定した状況になると思われる。法科大学院では他に関与したことも多いが、これらの点については別の機会に譲ることとし、特に法曹倫理と国際取引法務Ⅱの授業について感じた点に若干触れてみたいと思う。

2. 「法曹倫理」は、必須科目である。私の司法研修所時代（昭和41. 4～43. 3）には、前期に法曹倫理の古典を読むことを推奨されたものの、実務修習期間の個別修習にすべてが委ねられていた。法科大学院では、法曹倫



理の講座が設けられているのが特色のあるところである。インターネット時代が本格的に幕開けした現代において、法曹の中核である弁護士というプロフェッションの原点を認識し、そのよって立つ倫理原則を確固たる己の血肉とし、その上でコスト意識、委任契約の重要性をその職業の出発にあたり理解することは、その後の職業人形成に極めて重要である。現在、我々法曹界にも突如として消費者主義、業務のサービス化の大波が押し寄せて来ている。院生は法科大学院の定められた単位を履修し、司法試験受験の為に長時間の自習時間や読書を必要とされる。この点は法科大学院に移行している今日においても我々の時代と基本的には変わりはない。最近の司法修習生や若手弁護士をみていると、短期間に弁護士業務の中で、適正な委任契約を構想し、依頼者と自らの両方の視点から適正なコストとは何かを考える術を学ばねばならないが、他方その学ぶ機会が極めて乏しいのが

現実である。従って、院生には少なくとも「法曹倫理」の授業の中で一定の基礎を与えることが必要である。これらの教育は、法曹人として十分な資質と実績に裏付けられた経験ある実務家を中心となり行なうべきものである。「法曹倫理」の授業については、院生のアンケートを見て驚くことが多かった。不満は主として、「法曹倫理」は司法試験に合格した後に学ばば充分であり、試験合格に一刻の時間も無駄に出来ないので時間配分がおかしいとする意識が根底にある。これは根本的に誤っている。「教育」の本質に連なる命題である。法科大学院の「法曹倫理」の実施にあたり今後もこの3年間の実務家主導の実績を継続・継承していただきたいと願っている。

3. 法科大学院の教員をする前は、国際取引即ち渉外法務を取り扱ってきた経験(29ヶ国、アメリカ19州に実地出張し執務してきた)から、学際領域や国際的広がりからくる楽しさや仕事における問題点や取引の本質を法律的に分析することの必要性や、畢竟異文化との接点である共通規範(道具としての法)の有用性やその具体的活用法の実際を、少しでも体験できるような仮想のモデル授業等を創っ

てみたいと思っていた。これは新司法試験の受験という現実との関係もあり授業の中では生かすことが出来なかったが、文科省の特別研究予算の下で企画された京都(国際)セミナーの第1日目の企画(模擬国際取引交渉寸劇)の中で部分的には提案出来たと思う。あのような寸劇を授業の中でダイジェスト化して教材に用いられるようになればおもしろい教授法になるのではないだろうか。

4. 今再び本来の弁護士に戻ってみて自らの軌跡や、これからの生き方についてより客観的に見ている自分に驚いている。おそらく、法科大学院でみなし専任ではあるが、実務家教授として責任を伴った職務に従事させていただいた教員としての3年間の時間が、その心のゆとりを与えてくれたのではないかと思う。今後は、本格的な引退時期までに残された歳月はそれほど多くはないと思うがこれを大切にし、今の時期にこそ、従前の弁護士モデルから脱皮し、自らの年輪や経験を踏まえ、これまでつちかった依頼者との信頼関係の中で、自分の役割を再点検しつつ、しばらくは仕事を楽しまたいと思っている。

(やまもと・ただお 弁護士)

## 自著紹介

## My Book

## 『都市という主題』

水口 憲人 MIZUGUCHI Norihito



自著を語ることは、下手な役者の演技の自己解説に似て、気の進むものではない。舞台裏の芸談が、それ自身ふくらみを持つほどの優れた役者ではないし、デリダの権威に頼れば、著者を離れて一人歩きするテキストを、著者の「意図」なるもので拘束する必要もない。ものを書くという職業に携わる者は、多かれ少なかれこの種の思いを抱いた経験があるのではないだろうか。それでも今回は少し違う。多少は自著を語ってみたい気もする。歳とともに突っ張り精神が薄れてきたことにもよろうが、自分の専門以外の本を書いたことがこのような気持ちの原因かもしれない。

筆者の専門は行政学である。行政学は、官僚制の役割や行動、あるいはそれを生み出すシステムに関心を抱く社会科学だと思っている。少し身びいきかもしれないが、行政学は戦後の社会科学の中でも「成長産業」の一つであり、現在も優れた業績が多く生み出されている。「あとがき」でも少し触れたが、本書は、このような行政学の「現場」で演技することを当面は断念せざるをえないという思いを抱いたこととセットになっている。

自分がどのような専門に就いているかの自覚は大切である。とりわけこの大学では専門の意義はもっと強調されていていいと思われる。それでも今回は、断念のおかげで、専門の約束事や動向からとりあえずは離れて、日頃、気になっていたことを自由に考えてみる楽しさのようなものを味わえた。自著を少しは語ってもいいという気持ちは、「都市」を専門にしているわけではない行政学者が、素人として「都市」と対話をしたことのおしゃべりぐらいは許されるのでは、という気持ちだと思われる。そう考えるとおしゃべりのネタをいくつか思いつくが、紙数の関係もあり、ニューヨークとセントラルパークのことを、少しおしゃべりをし、責めをはたしたい。

約30年前の留学経験も含めて、筆者はしばしばニューヨークを訪れている。ずいぶん前ではあるが、宮本憲一先生から「社会学者には定点観測地点があった方がいい。君の場合はニューヨークではないか」という示唆を受けたことにもよっている。実際、この都市は、先取りされた社会と世界の動きやそれが現実化された姿を体感させてくれるが、筆者



はこの都市が好きである。そのことを強調するのは、ニューヨークは、訪れた人の好き・嫌いがかなり明瞭に分かれる都市だと思うからである。そして、なぜ好きなのかと問うことにより自分の感性や思考を振り返るリトマス試験紙のような役割をはたしてくれるからである。散歩などという趣味にあまり縁のない筆者でもニューヨーク訪問時には必ず訪れるセントラルパークは、この都市を好きにさせる理由の一つである。

筆者は、数日間のロンドン滞在を除いてヨーロッパ体験は皆無であるが、ハイドパークやリージェントパークを散策したことがある。それぞれ気持ちのいい公園ではあったが、セントラルパークとの違いを意識したことを覚えている。きわめて図式的ではあるが、貴族の庭園が市民に開放された公園と市民が作った公園の違いという印象であったと思う。

セントラルパークを作ったオルムステッドやポーは、公園の入り口に壮麗な門を作るという案を貴族主義として退けた。彼らは、都市だからこそ市民の公園が必要だと考えたし、セントラルパーク作りは「民主主義の理念を土と緑に託して実現する課題」だったのである。そして、都市と緑と民主主義との関係を課題として背負った彼らは、イギリス流の「造園学」(landscape gardening)に代わ

る「landscape architecture」という用語を作り出し公園作りの技術を体系化していったのである。またオルムステッドは、自分たちの子供が公園で楽しそうに遊ぶのを見て涙する貧しい母親たちの気持ちに思いを馳せられる社会改革派でもあった。

実際のセントラルパーク作りは、筆者もかつて研究したことがあるマシーン政治対リフォーマーというアメリカ特有の都市政治の枠組みの中で紆余曲折するが、セントラルパークのベンチに座っていれば、オルムステッドたちや、当時のマシーン政治の中で生きた人々への思いが頭をもたげてくる。と同時に、「architecture」であるにもかかわらず、セントラルパークは、そんな思いを忘れさせてくれる、自然のおおらかさで包み込んでくれる公園である。著書で、「都市で生きる」ことや、都市と緑と政治体制の関連を少し考えてみた背後には、このようなニューヨーク体験やセントラルパーク体験がある。

同僚の岡野八代さんに「先生は本当に行政学者ですか」とからかわれたことがある。含みの多いからかいだと思っているが、「都市」への思いはまだ少し残っているものの、公刊を機会に、行政学という専門に復帰することを志したい。

(みずぐち・のりひと 公共政策)

## 自著紹介

## My Book

## 『タイ労働法研究序説』を上梓して

吉田 美喜夫 YOSHIDA Mikio



『タイ労働法研究序説』  
吉田 美喜夫著 晃洋書房  
2007年3月発行 ¥5,775 (税込)

「タイの労働法を勉強している」と言うと、「なぜですか」という質問を何度となく受けてきた。きっかけは偶然だが、その後は面白くなってきたから、というのがその答えになる。

研究を始めたきっかけは、1988年に国際関係学部が設立される際、法学部から移籍された斎藤武先生から「『アジア太平洋経済圏』の形成と日本の対応」をテーマとする共同研究会に参加しないかと声をかけられたことである。私は、深い考えもなく、研究分担者としてタイを担当することにした。

この研究会は、科学研究費の支給を受けたものだったので、その成果をまとめるために論文を執筆する必要があった。その際、英語の文献を頼りにしたのだが、タイ人が書いた

英語の論文では、やはり自国を美化する傾向が認められたし、タイ人以外の書いた論文の場合も、たとえばタイでは数字に独特の文字を用いるせいだと思われるが、同じ事柄を扱った別の論文と比較すると、数字にちぐはぐな記述が見られたりした。これでは責任のある論文は書けないのではないかという不安をもちつつも、一旦、科学研究費に関する責めを果たすための論文は執筆した。

その後、タイについて本格的な勉強をするか撤退するか迷うことになった。本格的に勉強しようとするれば、大きく二つの問題を解決する必要があると考えたからである。一つは、タイ語の習得と、もう一つは、「法と現実との乖離」を克服するという問題であった。

まず、一つ目の問題であるが、タイ語を勉強するとなると、相当のエネルギーを費やさなければならない。果たして、そのことに意味はあるのか、という点に最も悩んだ。その結果、やはりタイ語を勉強しようと決断したのは、外国法研究のために対象国の言語を習得することは、いわば研究上の最低限の「作法」であるという理由からだけでなく、それまでの研究で多くの方々の協力を得ており、それに些かでも報いることが研究をするものの責任であると考えたからである。

タイ語の勉強の手始めにと思い、タイ労働法の最も重要な法律である1998年に制定された「労働保護法」(全166か条)の翻訳を行うことにした。毎日1条ずつ訳すことをノルマにして、完成するのに約1年かかった。そのとき、翻訳を正しく行うには、その国の文化や伝統を理解しないとダメだということを痛

感した。たとえば、労働保護の一つに重量物の運搬に関する規制があるが、日本では、重量物を直接運搬する機会が減っているため、「持つ」という単語で事足りるのに対し、タイでは実際に人間が様々な形態で重量物を運搬しているので、その運び方一つ一つに異なった動詞が用いられている。たとえば、頭に物を乗せて運ぶ場合、肩に乗せて運ぶ場合、背中で運ぶ場合、二人で担い棒の両端を肩に掛け、中央に物を吊り下げて運ぶ場合、一人で棒の両端に物を吊り下げ、中央を肩に掛けて運ぶ場合に区別され、それぞれ異なった動詞が用いられている。ところが、それら各労働のタイ語の訳が日タイ辞典（もちろん、私がたまたま利用していた辞書がそうだったということであるが）では、いずれも「担ぐ」という訳語が充てられていた。これでは、すべての規制が「担いではならない」という意味にしかならず、どのような労働が禁止の対象になっているかサッパリ理解できないことになる。困っていたところ、タイ英辞典で調べたら、きちんと訳し分けられていて、それで初めて違いが納得できた次第である。

もっとも、私のタイ語の能力は、いわゆる「五十」の手習いの類であるため、理解の速度も程度も不十分であることは自覚している。しかし、多少とも上記の責任を果たすことにはなったと思っている。この経験からも、若い研究者には、やはり大学院の時代に現地語を習得し、できたらタイに留学するという研究上の過程を経て欲しいと思っている。

もう一つの「法と現実との乖離」を克服するという問題であるが、これは法律学に常につきまとう問題である。日本でもこの問題は存在するが、開発途上国の場合、法律だけは立派に整備されているが、実際にはまったく遵守されていないと指摘される現状にあるとすれば、どのような研究をしたら単なる表面的な法の理解を越えることが出来るかが問題であった。言い換えれば、タイ労働法の研究

を条文上の理解に止まらないものにするにはどうしたらよいかということである。それを埋める努力こそが、研究上の重要な課題になる。

問題は、タイにおいて労働法の研究者と呼ばれる人が10人に満たないため、理論的な研究成果が乏しいという点である。クーデターが繰り返されたタイでは、労働法を研究することはそれほど簡単なことではなかったのである。このような限界を克服するため、できるだけ多くの人に会い、話を聞き、それを文献の記述と照合し、また補充の話を聴くということ積み重ねて、信用してよい情報をモザイクのように配置していく作業をした。法律関係以外の文献や新聞、雑誌の些細な記述も拾い集め、それを検証し、使えるものは何でも使うようにした。とくに現実の法的紛争がどのように処理されているか、労務管理上の実務の在り方はどうか、といったレベルになると、正確な情報を得ることは非常に困難であったが、様々な伝を頼りに、インタビューをお願いしてデータを集めた。このようなネットワークの維持管理に多くのエネルギーを費やした。しつこくアプローチすると嫌われるということも経験した。熱帯のせいかな、しつこさを嫌うのはタイ人の気性のように思われる。そして、ある人とのコンタクトが途絶えたら、また別の人を探すということを繰り返した。

このように、思い出話は尽きないが、最後に、今回、書名に「序説」という言葉を用いたことについて一言触れておきたい。やや硬い言葉で、最近では流行らないのであるが、あえて用いたのは、今後も勉強を続けるように自分を励ましたいと考えたからである。今回のまとめを出発点とし、十数年前に研究を決断したときの志を大事にしながら、これからも地道な努力を積み重ねて行きたいと考えている。

（よしだ・みきお 労働法）

出発

Departure

## 「より強く、深く考えるために」

玄 守道 *HYUN Sudo*

この度、立命館大学大学院法学研究科より龍谷大学法学部に着任いたしました玄守道です。今回、編集部より就職が決まったのに伴い、これまでの大学院生生活を振り返り今後の糧にしるとの命令が下りましたので、簡単ではありますが僕の院生生活を振り返りたいと思います。

僕は刑法の学者になることを志し立命館大学大学院法学研究科に入学したのですが、その際、指導教授を生田先生にお願いしました。それまで一度も顔を合わせたこともなく、社会常識も身につけていない無礼な僕の指導を生田先生は快く引き受けてくださいました（と僕は思っていますが、あるいは錯覚かもしれません・・・）。その後、生田先生には研究上の指導だけでなく、人として、社会人としてのあり方まで指導していただきました。このように生田先生には研究に関して、社会人としてのあり方に関して非常に多くのことを学び・教わりましたが、生田先生から教わった中で僕にとって一番重要なのは、「自分が納得するまで徹底的に考えろ」と言うことでした（ただし、ここで言う「納得」とは常に一時的なものでしかありません。さもなければ、「納得」した時点で考える事をやめてしまうからです）。生田先生は、僕の報告その他機会があるごとに「本当にそれで良いのか、君は本当にそれで納得しているのか」との問いを投げかけてくださいました。そのような問いかけで何度自分の考えの浅さに気づかされたかわかりません。今後の研究活動において、生田先生のこの言葉を常に思い浮かべながら精進したいと思っています。

立命館大学の刑事法は、伝統的？に指導教



授だけでなく、その他の先生も積極的に非常に親身に研究指導をしてくださいます。そのため指導教授ではありませんが、松宮先生にも大変お世話になりました。松宮先生に学んだことで僕にとって特に大切な教養は、他者に対する「謙虚さ」です。この「謙虚さ」は例えば研究においては次のように表れます。すなわち、学説であれ判例であれ、それらに接するに際して、それを支持するにせよ批判するにせよ、まずは常にその学説なり判例の言わんとするところを謙虚に受け止めることに務めるというようにです。それが意味するのは、その学説や判例を尊重するということであり、その思考を尊重するということです。このような松宮先生の姿勢は勿論学問だけでなく、人間関係においても当てはまるものであり、それを実践しておられたように思います。僕もまた松宮先生のそのような姿勢を受け継ぎ、今後の研究・教育生活において驕り、高ぶることなく謙虚に精進していきたいと思っています。

大学院時代の先輩・後輩にも非常に多くのことを学びました。とりわけ、僕の二年先輩に当たる（現在、立命館大学法学部準教授の）安達さんには公私ともども非常にお世話になりました。安達さんには僕が大学院に入院してから、安達さんが就職するまでの間、ドイツ語をみっちり仕込んでいただきました。現在、僕がそれでもある程度ドイツ語が読めるとしたら、それは安達さんの指導によるものです。また、安達さんとはよく飲みに行っ

は朝方まで痛飲したことが懐かしく思い出されます。

まだまだ書きたい/書くべきことはたくさんあるのですが紙幅の関係上この辺で終わりますが、最後に、立命館大学で学んだことを今後の人生においてしっかりと活かしていければと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

（ひょん・すど 刑事法）

Media  
Coverage

法学部定例研究会

（2007年4月～6月）

### ■法学部定例研究会：

- 07年 5月 9日 法政研究会：マリカ・オオマツ氏（オンタリオ州地方刑事裁判所・裁判官）  
「Problems Solving Courts in Toronto」（トロントにおける問題解決指向裁判所について）
- 07年 5月 25日 民事法研究会：大河純夫氏「利息制限法等の平成18年改正の内容・背景と課題」
- 07年 6月 8日 政治学研究会：水口憲人氏「自著『都市という主題』を語る」
- 07年 6月 29日 民事法研究会：小山泰史氏「『処分の許可付きの個別担保』法理の終焉——インランド浮動担保における『通常の営業の範囲内の処分』との関連で」（仮題）

Media  
Coverage II

## 学术交流・研究活動

## ■ 学術研究プロジェクト：

- 基盤研究 A 「現代韓国民民主化と法・政治構造の法社会学的研究」  
 基盤研究 A 「多様化し複雑化する国際家族紛争に対応する国際家事手続法制の整備に関する調査研究」  
 基盤研究 B 「グローバル社会における民事手続法制度の継受と伝播－比較立法学の観点から」  
 基盤研究 B 「多角的なジェンダーの視点による正義概念の再構築と正義感覚への架橋をめざす研究」  
 基盤研究 C 「占領期の憲法論議－中央地方のジャーナリズムでの対応を中心に」  
 基盤研究 C 「近世日本の刑事司法に関する基礎的研究」  
 基盤研究 C 「キャッシュフロー・ファイナンスにおける利益調整規範の研究」  
 基盤研究 C 「規制国家の新たな展開の研究：日英比較を中心として」  
 基盤研究 C 「同性婚をめぐる権利運動の理論分析から考える、「家族」の規範研究」  
 基盤研究 C 「コミュニケーション能力の育成を目指した中国語授業の開発に関する教育心理学的研究」  
 基盤研究 C 「行政の規制権限不作為と司法統制に関する日仏比較法研究」  
 若手研究 B 「裁判における言語分析モデルの構築とその許容性の理論的・実証的研究」  
 若手研究 B 「行政契約の現代的展開」  
 若手研究 B 「受刑者等の選挙権の剥奪に関する研究」  
 若手研究 B 「裁判所の手続裁量と当事者の証明活動の相関性」  
 若手研究 B 「ドイツ近代刑事法の成立と法学教育—18世紀末から19世紀前半を中心に—」  
 若手研究 B 「米国法の支配株主の画定基準から見た新会社法の親子会社の実質的画定に関する研究」

人文科学研究所：近代日本思想史研究会  
 グローバル化と公共性研究会

国際言語文化研究所：ジェンダー研究会

人間科学研究所：法と心理学研究会

※ 前号（48号・本年3月発行）のMedia Coverage 学会・研究活動報告（2006年1月～12月）に掲載漏れがございましたので、以下のとおり追加し、お詫びいたします。

## 松井芳郎教授

編集代表：『ベーシック条約集』2006年度版（東信堂，4月）

『判例国際法〔第2版〕』（東信堂，5月）

論文：「1930年国際法典編纂会議における国家責任法」松井芳郎・木棚照一・葉師寺公夫・山形英郎編『グローバル化する世界と法の課題』101 - 125頁（東信堂，3月）

「現代世界における紛争処理のダイナミックス」世界法年報25号3 - 42頁（世界法学会，3月）

「東アジア共同体と“大東亜共栄圏”」西口清勝・夏剛編著『東アジア共同体の構築』280 - 299頁（ミネルヴァ書房，8月）

書評：「島田征夫編著『国内避難民と国際法』」平和研究31号166 - 169頁（日本平和学会，10月）

新

刊

図

書



『ケースブック独占禁止法』

宮井雅明ほか 著  
弘文堂 2006年10月発行  
¥4,200 (税込)



『行政法の基本 重要判例からの  
アプローチ』第3版  
北村和生ほか 著  
法律文化社 2006年11月発行  
¥2,625 (税込)



『法と心理の協働 女性と家族  
をめぐる紛争解決へ向けて』  
二宮周平ほか 著  
不磨書房 2006年11月発行  
¥2,730 (税込)

『国際人権法と憲法』  
(講座国際人権法1)

薬師寺公夫ほか 編集代表  
信山社 2006年11月発行  
¥11,550 (税込)

『国際人権規範の形成と展開』  
(講座国際人権法2)

薬師寺公夫ほか 編集代表  
信山社 2006年11月発行  
¥13,440 (税込)

『実務家のための税務相談  
民法編』第2版

三木 義一・山名 隆男ほか 著  
有斐閣 2006年12月発行  
¥2,940 (税込)



『刑法各論講義』補訂版

松宮孝明 著  
成文堂 2006年12月発行  
¥3,675 (税込)



『司法改革』

日弁連の長く困難なたたかい  
大川真郎 著  
朝日新聞社出版局 2007年1月発行  
¥2,520 (税込)

『京都市政公共経営と  
政策研究』

村上 弘 編纂  
法律文化社 2007年2月発行  
¥3,360 (税込)



**RITS**  
Ritsumeikan  
University

立命館ロー・ニュースレター  
第49号 (2007年6月)  
編集：立命館大学法学部  
ニュースレター編集委員会  
発行：立命館大学法学部研究委員会・  
立命館大学法学会  
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1  
TEL. 075-465-1111 (代)  
FAX. 075-465-8294  
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/  
law/lex/rlrindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl)

## 編集後記

ニュース・レター第49号をお届けします。第33号(2003年6月発行)に新任教員の一人として皆様にご挨拶を差し上げてから、早くも4年が経過しました。この間、大きなニュースとしては法科大学院の発足、小さいものでは本誌のカラー化など、様々な変化がありました。

ところが、外観の華やかさとは裏腹に、研究を取り巻く情勢は急速かつ確実に悪化しています。反駁を恐れずに言うならば、私は本学の法学研究「力」が徐々に低下していると感じています。それゆえに、でしょうか、本年度の研究委員長を拝命しました。研究環境の改善に微力を尽くしたいと思います。

編集委員長 本山 敦